

第12期 平成30（2018）年度

# 田野畑むらづくり基金 報告書



岩手県田野畑村

(余白)



皆様におかれましては、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃から本村のむらづくりに対し、格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

田野畑むらづくり基金の第12期（平成30年度）の実績をご報告をさせていただきます。第12期は全国の皆様から 6,118,665円のご寄付をいただき、第1期からの寄付総額が60,696,008円となりました。村ではこれらを財源に「再生可能エネルギー等導入事業」「協働による地域づくり推進事業」「小学校ステップアップ事業」に取り組むことができました。

皆様からの温かいご支援のおかげで、制度創設からこれまでに実施した事業は延べ19事業となりました。いずれも村の教育や福祉の充実、自然環境の保全などに大きく寄与するものばかりです。心から感謝とお礼を申し上げます。

東日本大震災からの復興・創生期間も残り2年となり、復興の総仕上げに向けて事業の加速化と課題の整理に取り組んでいます。加えて、人口減少時代に対応していく取り組みも必要となっています。村は、30年度に住民委員会から答申いただいた「暮らしやすい村のグランドデザイン構想」を基に、持続可能な村づくりを推進してまいります。

これからも村独自の価値や魅力を磨き上げ、皆様に引き続き応援していただけるように努力してまいりますので、今後におきましても一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成31年3月

田野畑村長 石原 弘

# 1 寄付金の概況

第12期（平成30年度）の寄付金の概況は次のとおりです。

- ・ 寄付者の総数は 53人・団体、寄付件数は 78件でした。
- ・ 寄付金の総額は 6,118,665円でした。
- ・ 寄付金は基金に積み立てて保管し、預金利息 4,077円が生じています。
- ・ 寄付金と預金利息を合わせた基金積立額は 6,122,742円となっています。
- ・ 基金事業の実施による基金取崩額は 1,531,947円となっています。
- ・ 寄付金額を村民1人あたりに換算すると 1,807円となります。（平成31年3月末日現在人口 3,385人）

第1期（平成19年度）から第12期（平成30年度）までの総計は次のとおりです。

- ・ 寄付者の総数は 734人・団体、寄付件数は 934件となりました。
- ・ 寄付金の総額は 60,696,008円となりました。
- ・ 寄付金は基金に積み立てて保管し、預金利息 73,164円が生じています。
- ・ 寄付金と預金利息を合わせた基金積立総額は 60,769,172円となっています。
- ・ 基金事業の実施による基金取崩総額は 17,805,997円、基金残高は 42,963,175円となっています。

## 2 基金事業の概況

平成30年度は、田野畑むらづくり基金を財源に3つの事業に取り組みました。

皆様からの寄付のおかげで実施できましたことをご報告いたします。

### 【再生可能エネルギー等導入事業】

●政策メニュー 自然エネルギーの整備に関する事業

●事業費 500,000円（寄付財源50%）

【歳入】寄付財源 250,000円、一般財源 250,000円 【歳出】再生可能エネルギー等導入促進費補助金 500,000円

●事業内容 環境に優しい再生可能エネルギーの導入を促進し、エネルギー自給率の向上や災害に強い村づくりを進めるため、太陽光発電装置など対象設備を導入する世帯に対し、設置費用の一部を補助しました。

対象設備		補助基準	30年度 補助世帯	30年度 補助金額
太陽光発電設備		出力1kW当り5万円 (上限20万円)	2	400,000円
太陽熱発電設備		設置費の1/3以内 (上限5万円)	—	—
木質バイオマス熱 利用設備	木質ペレット ストーブ	設置費の1/2以内 (上限5万円)	—	—
	薪ストーブ	〃	2	100,000円
合計			4	500,000円



※実質補助世帯3世帯  
(太陽光発電設備と薪ストーブ同時導入世帯あり)

## 【協働による地域づくり推進事業】

- 政策メニュー 福祉及び健康の推進に関する事業
- 事業費 143,303円（寄付財源100%）  
【歳入】寄付財源 143,303円 【歳出】結いの地域づくり交付金 143,303円
- 事業内容 住民福祉の向上に資するため、地域の高齢者・障害者世帯等（14世帯）の除雪を行う自治会（7団体）に対し、除雪費用やその準備費用の一部を交付しました。



## 【小学校ステップアップ事業】

- 政策メニュー 子どもの教育及び少子化対策の推進に関する事業
- 事業費 1,138,644円（寄付財源100%）  
【歳入】寄付財源 1,138,644円  
【歳出】備品購入費 1,138,644円
- 事業内容 小学校の教育環境の充実を図るため、スクールバンドで使用する楽器を購入。老朽化したチューバ、ホルン、スネアドラムなど5つを更新しました。



### 3 基金残高の状況

●基金残高（平成30年度末）

（金額：円）

区分	自然環境・観光	歴史文化の保存	自然エネルギー	福祉・健康増進	子どもの教育等	指定なし	運用益	合計
前年度末基金残高 (A)	270,000	1,240,000	0	0	5,741,640	31,051,653	69,087	38,372,380
30年度積立額 (B)	345,000	170,000	270,000	205,000	341,665	4,787,000	4,077	6,122,742
30年度取崩額 (C)	0	0	250,000	143,303	1,138,644	0	0	1,531,947
基金残高 (A+B-C)	615,000	1,410,000	20,000	61,697	4,944,661	35,838,653	73,164	42,963,175

\* 積立額…皆様からの寄付金や預金利息を基金に積み立てる額です

\* 取崩額…基金事業の実施のために基金から取り崩して使用する額です

●基金取崩額の内訳（平成30年度分）

（金額：円）

区分	自然環境・観光	歴史文化の保存	自然エネルギー	福祉・健康増進	子どもの教育等	指定なし	運用益	合計
協働による地域づくり 推進事業	0	0	0	143,303	0	0	0	143,303
再生可能エネルギー等 導入事業	0	0	250,000	0	0	0	0	250,000
小学校ステップアップ 事業	0	0	0	0	1,138,644	0	0	1,138,644
30年度基金取崩額	0	0	250,000	143,303	1,138,644	0	0	1,531,947

## 4 寄付金の内訳

### ① 年度別（政策メニュー別）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		寄付金合計		運用益	積立額合計
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数		
第1期 （平成19年度）	231,000	19	125,000	11	55,000	7	215,000	19	310,000	30	1,733,000	34	2,669,000	120		2,669,000
第2期 （平成20年度）	175,000	14	10,000	2	10,000	2	170,000	8	280,000	32	862,149	22	1,507,149	80	2,823	1,509,972
第3期 （平成21年度）	30,000	2	0	0	0	0	40,000	2	270,000	29	3,480,000	10	3,820,000	43	12,307	3,832,307
第4期 （平成22年度）	55,000	4	15,000	1	30,000	1	265,000	4	215,000	26	5,416,300	14	5,996,300	50	11,950	6,008,250
第5期 （平成23年度）	120,000	2	20,000	2	110,000	5	130,000	6	905,000	33	5,800,000	34	7,085,000	82	5,532	7,090,532
第6期 （平成24年度）	300,000	9	35,000	3	25,000	2	129,000	5	1,429,195	40	3,066,372	22	4,984,567	81	5,192	4,989,759
第7期 （平成25年度）	315,000	9	110,000	6	115,000	3	255,000	6	415,000	34	5,242,354	27	6,452,354	85	6,374	6,458,728
第8期 （平成26年度）	632,890	15	115,000	7	115,000	4	307,000	13	895,000	26	2,260,500	13	4,325,390	78	6,837	4,332,227
第9期 （平成27年度）	245,000	13	100,000	7	60,000	4	135,000	8	445,000	12	3,963,000	21	4,948,000	65	6,988	4,954,988
第10期 （平成28年度）	295,000	17	230,000	12	150,000	6	295,000	12	2,007,775	25	3,228,700	23	6,206,475	95	7,718	6,214,193
第11期 （平成29年度）	270,000	15	480,000	11	110,000	3	165,000	8	1,991,110	15	3,566,998	25	6,583,108	77	3,366	6,586,474
第12期 （平成30年度）	345,000	15	170,000	9	270,000	6	205,000	9	341,665	16	4,787,000	23	6,118,665	78	4,077	6,122,742
総計	3,013,890	134	1,410,000	71	1,050,000	43	2,311,000	100	9,504,745	318	43,406,373	268	60,696,008	934	73,164	60,769,172



② 年度別（個人・団体別）

（金額：円、件数：件、人数：人）

区分	個人			団体			合計		
	金額	件数	人数	金額	件数	団体数	金額	件数	人数 団体数
第1期 （平成19年度）	2,249,000	103	80	420,000	17	8	2,669,000	120	88
第2期 （平成20年度）	1,280,500	74	63	226,649	6	6	1,507,149	80	69
第3期 （平成21年度）	3,770,000	42	41	50,000	1	1	3,820,000	43	42
第4期 （平成22年度）	5,740,000	43	42	256,300	7	6	5,996,300	50	48
第5期 （平成23年度）	6,535,000	80	71	550,000	2	2	7,085,000	82	73
第6期 （平成24年度）	4,260,000	74	63	724,567	7	6	4,984,567	81	69
第7期 （平成25年度）	6,030,000	80	68	422,354	5	5	6,452,354	85	73
第8期 （平成26年度）	3,632,500	68	51	692,890	10	5	4,325,390	78	56
第9期 （平成27年度）	4,888,000	64	49	60,000	1	1	4,948,000	65	50
第10期 （平成28年度）	4,596,475	88	57	1,610,000	7	3	6,206,475	95	60
第11期 （平成29年度）	5,083,108	76	52	1,500,000	1	1	6,583,108	77	53
第12期 （平成30年度）	4,618,665	76	51	1,500,000	2	2	6,118,665	78	53
総計	52,683,248	868	688	8,012,760	66	46	60,696,008	934	734

③ 年度別（地域別）

（金額：円、件数：件、人数：人）

区分	村内			県内 (田野畑村を除く)			県外			不明			合計		
	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数	金額	件数	人数 団体数
第1期 (平成19年度)	510,000	38	29	736,000	45	34	1,423,000	37	25	—	—	—	2,669,000	120	88
第2期 (平成20年度)	666,649	21	17	420,000	23	21	420,500	36	31	—	—	—	1,507,149	80	69
第3期 (平成21年度)	230,000	10	9	410,000	17	17	3,180,000	16	16	—	—	—	3,820,000	43	42
第4期 (平成22年度)	396,300	13	12	420,000	18	17	5,180,000	19	19	—	—	—	5,996,300	50	48
第5期 (平成23年度)	250,000	9	9	470,000	17	17	6,365,000	56	47	—	—	—	7,085,000	82	73
第6期 (平成24年度)	611,372	13	13	270,000	14	14	4,103,195	54	42	—	—	—	4,984,567	81	69
第7期 (平成25年度)	612,354	12	12	330,000	16	16	5,510,000	57	45	—	—	—	6,452,354	85	73
第8期 (平成26年度)	330,000	5	5	492,890	7	7	3,502,500	66	44	—	—	—	4,325,390	78	56
第9期 (平成27年度)	570,000	3	3	163,000	5	5	4,215,000	57	42	—	—	—	4,948,000	65	50
第10期 (平成28年度)	40,000	2	2	670,000	16	7	5,496,475	77	51	—	—	—	6,206,475	95	60
第11期 (平成29年度)	150,000	5	5	960,000	15	7	5,473,108	57	41	—	—	—	6,583,108	77	53
第12期 (平成30年度)	10,000	1	1	1,310,000	17	9	4,798,665	60	43	—	—	—	6,118,665	78	53
総計	4,376,675	132	117	6,651,890	210	171	49,667,443	592	446	—	—	—	60,696,008	934	734

④ 月別（平成30年度分）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
4月									10,555	2	50,000	1	60,555	3
5月									10,000	1	500,000	1	510,000	2
6月	5,000	1	15,000	2			10,000	2	10,555	3	120,000	4	160,555	12
7月	120,000	3	130,000	3	210,000	4	120,000	3	125,000	4	60,000	2	765,000	19
8月							10,000	1			1,005,000	2	1,015,000	3
9月	5,000	1	5,000	1			5,000	1	55,000	2			70,000	5
10月	50,000	1					50,000	1	555	1	100,000	2	200,555	5
11月	10,000	1			50,000	1			20,000	1	2,810,000	4	2,890,000	7
12月	130,000	5	5,000	1			10,000	1	110,000	2	102,000	4	357,000	13
1月													0	0
2月											30,000	2	30,000	2
3月	25,000	3	15,000	2	10,000	1					10,000	1	60,000	7
合計	345,000	15	170,000	9	270,000	6	205,000	9	341,665	16	4,787,000	23	6,118,665	78
運用益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,077	—
積立額計	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,122,742	—

⑤ 個人・団体別（平成30年度分）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
個人	345,000	15	170,000	9	270,000	6	205,000	9	341,665	16	3,287,000	21	4,618,665	76
団体	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,500,000	2	1,500,000	2
不明	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	345,000	15	170,000	9	270,000	6	205,000	9	341,665	16	4,787,000	23	6,118,665	78

⑥ 地域別（平成30年度分）

（金額：円、件数：件）

区分	自然環境・観光		歴史文化の保存		自然エネルギー		福祉・健康増進		子どもの教育等		指定なし		合計	
	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数
田野畑村	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	1	0	0	10,000	1
岩手県	110,000	3	100,000	2	250,000	4	100,000	2	100,000	2	650,000	4	1,310,000	17
北海道	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	1	5,000	1
青森県	20,000	1	30,000	1	10,000	1	30,000	2	20,000	1	10,000	1	120,000	7
宮城県	50,000	1	0	0	0	0	60,000	2	110,000	2	10,000	1	230,000	6
福島県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	1	10,000	1
栃木県	10,000	2	10,000	2	0	0	10,000	2	10,000	2	20,000	1	60,000	9
群馬県	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50,000	1	50,000	1
埼玉県	5,000	1	5,000	1	0	0	0	0	0	0	2,900,000	5	2,910,000	7
千葉県	10,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0	40,000	2	50,000	3
東京都	10,000	1	20,000	2	0	0	0	0	71,665	5	1,060,000	3	1,161,665	11
神奈川県	110,000	3	5,000	1	10,000	1	0	0	0	0	20,000	2	145,000	7
静岡県	10,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	1
愛媛県	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	1	0	0	10,000	1
大阪府	0	0	0	0	0	0	5,000	1	5,000	1	12,000	1	22,000	3
三重県	10,000	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10,000	1
鹿児島県	0	0	0	0	0	0	0	0	5,000	1	0	0	5,000	1
合計	345,000	15	170,000	9	270,000	6	205,000	9	341,665	16	4,787,000	23	6,118,665	78

（注）岩手県は、田野畑村を除く。

⑦ 寄付金額別（平成30年度分）

（単位：件）

区分	個人	団体	不明	合計
5,000円	17			17
10,000円	21			21
20,000円	5			5
30,000円	2			2
50,000円	21			21
100,000円	4			4
200,000円	1			1
500,000円		1		1
1,000,000円		1		1
2,500,000円	1			1
その他	4			4
合計	76	2	0	78



⑧ 寄付者名簿（平成30年度分）

※本名簿は、個人・団体別に、寄付をいただいた順に掲載しています。

※氏名の掲載は本人の了解が確認できた方のみとし、掲載を望まない方は非公開としています。

寄付者名（敬称略）	住所	①自然・観光	②歴史文化	③エネルギー	④福祉・健康	⑤教育・少子化	指定なし	合計
畠山 正一	岩手県 田野畑村					10,000		10,000
T・N	東京都 あきる野市						50,000	50,000
M・M	東京都 瑞穂町					555		555
T・K	愛媛県 新居浜市					10,000		10,000
K・N	岩手県 盛岡市						50,000	50,000
齋藤 元泰	東京都 八王子市		10,000					10,000
T・O	福島県 須賀川市						10,000	10,000
H・S	宮城県 仙台市						10,000	10,000
H・A	栃木県 宇都宮市	5,000	5,000		5,000	5,000		20,000
K・N	大阪府 豊中市				5,000	5,000		10,000
N・T	岩手県 花巻市						50,000	50,000
M・M	東京都 瑞穂町					555		555
中林 淳子	神奈川県 横浜市						10,000	10,000
T・F	鹿児島県 いちき串木野市					5,000		5,000
N・S	青森県 八戸市	20,000	30,000	10,000	20,000	20,000		100,000
A・K	岩手県 盛岡市	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000		250,000
Y・K	岩手県 盛岡市	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000		250,000
小野寺 健一	岩手県 盛岡市			100,000				100,000
S・S	埼玉県 深谷市						50,000	50,000

寄付者名（敬称略）	住所	①自然・観光	②歴史文化	③エネルギー	④福祉・健康	⑤教育・少子化	指定なし	合計
Y・M	青森県 青森市				10,000			10,000
K・N	北海道 札幌市						5,000	5,000
芦田 光久	東京都 世田谷区					50,000		50,000
H・A	栃木県 宇都宮市	5,000	5,000		5,000	5,000		20,000
I・M	宮城県 大和町	50,000			50,000			100,000
I・S	群馬県 高崎市						50,000	50,000
佐々木 良吉	埼玉県 草加市						50,000	50,000
H・E	東京都 品川区					20,000		20,000
小野寺 健一	岩手県 盛岡市			50,000				50,000
H・I	東京都 江戸川区						10,000	10,000
E・M	東京都 瑞穂町					555		555
工藤 紗千子	埼玉県 所沢市						100,000	100,000
工藤 永子	埼玉県 所沢市						2,500,000	2,500,000
工藤 裕弘	埼玉県 所沢市						200,000	200,000
A・T	千葉県 四街道市	10,000						10,000
N・M	岩手県 盛岡市						50,000	50,000
T・I	三重県 桑名市	10,000						10,000
H・K	千葉県 松戸市						30,000	30,000
H・N	神奈川県 藤沢市	100,000						100,000
S・S	神奈川県 横浜市						10,000	10,000
S・F	岩手県 盛岡市	10,000						10,000
T・S	埼玉県 越谷市	5,000	5,000					10,000

寄付者名（敬称略）	住所	①自然・観光	②歴史文化	③エネルギー	④福祉・健康	⑤教育・少子化	指定なし	合計
S・M	大阪府 門真市						12,000	12,000
J・S	宮城県 名取市				10,000	10,000		20,000
山崎 イソ	神奈川県 川崎市	5,000						5,000
T・N	宮城県 仙台市					100,000		100,000
Y・S	千葉県 市川市						10,000	10,000
磯田 良一	栃木県 鹿沼市						20,000	20,000
木村 達哉	東京都 世田谷区	10,000	10,000					20,000
S・M	青森県 青森市						10,000	10,000
小林 隆	神奈川県 横浜市	5,000	5,000	10,000				20,000
K・H	静岡県 浜松市	10,000						10,000
個人計		345,000	170,000	270,000	205,000	341,665	3,287,000	4,618,665
県北緑化株式会社	岩手県 岩泉町						500,000	500,000
匿名	東京都 江戸川区						1,000,000	1,000,000
団体計		0	0	0	0	0	1,500,000	1,500,000
第12期計		345,000	170,000	270,000	205,000	341,665	4,787,000	6,118,665



⑨ 寄付者メッセージ（平成30年度分）

メッセージ	住所	区分
乳児等赤ちゃんの予防接種、その年の子供を持つシングルファーザー・シングルマザーの為に役立ててください。	愛媛県 新居浜市	個人
些少ですが、お役に立てれば幸いです。いつも応援しています。	岩手県 盛岡市	個人
今年から年金を受け始めました。最初の方から少しですが、田野畑村を応援します。返礼品なしに共感しました。	福島県 須賀川市	個人
新聞の記事で返礼品を行っていないことを知り、共感しました。	宮城県 仙台市	個人
僅少なながら、お役に立てれば幸甚です。田野畑村には、また行きたいなと女房と話しています。東日本大震災、大分復興なさったと思いますが、そんなところも感じてみたいなと思っています。	栃木県 宇都宮市	個人
少しばかりの寄付ですが、田野畑村の皆様のために役立ててください。	鹿児島県 いちき串木野市	個人
復興のため、町の活性化のため、お役立てください。	北海道 札幌市	個人
微力ですが、よろしくお願いいたします。	東京都 品川区	個人

メッセージ	住所	区分
北山崎の大自然、次は家族全員で訪れたいです。	千葉県 四街道市	個人
いつも丁寧な報告書をありがとうございます。JR山田線釜石宮古間の三陸鉄道移管後に、田野畑・久慈方面へも行きたいなと思っています。	三重県 桑名市	個人
頑張ってください。	神奈川県 川崎市	個人
新聞記事に田野畑村のふるさと納税の記事が載っていました。返礼品なしに私も共感いたします。有効に使われる税金で良かったです。子どもの成長の助けになればうれしいです。	宮城県 仙台市	個人
些少ですがお役に立てればうれしいです。	栃木県 鹿沼市	個人
東日本大震災を思い返すと、ご苦労があったことと思います。これからは、未来に向けてふるさとを守る一助になればと思っています。	神奈川県 横浜市	個人
私は北山崎周辺に少し土地を所有するものです。自然環境を守っていただきたく、わずかばかりですが寄付させていただきます。	静岡県 浜松市	個人

## 5 沿革

平成19年 2月	住民参加型基金制度の導入を「田野畑村協働による地域づくり推進委員会」に提案。以後、同委員会でも2回にわたる協議を経て、同年7月に導入の方向性を固める。	平成24年 9月 3日	寄付件数が400件に達する。
平成19年 7月	「寄付による投票条例」を提唱する寄付市場協会・渡辺清会長の指導をいただき、条例案や制度設計の検討を開始。	平成24年10月22日	寄付金額が2,500万円を超える。
平成19年 9月21日	田野畑むらづくり基金条例案を村議会に提案し、原案可決。	平成25年 5月13日	寄付人数が400人に達する。
平成19年10月 1日	田野畑むらづくり基金条例の公布および施行。 (岩手県で2番目、全国で28番目の導入)	平成25年 9月20日	田野畑むらづくり基金事業の初の予算化。 シロバナシャクナゲ群落再生事業の補正予算案が可決。
平成19年10月 3日	第1号寄付の受け入れ。	平成25年10月15日	寄付金額が3,000万円を超える。
平成20年 1月28日	寄付金額が100万円を超える。	平成25年10月18日	寄付件数が500件に達する。
平成20年 3月14日	寄付件数が100件に達する。	平成26年 4月 1日	田野畑むらづくり基金条例の一部を改正する条例(平成26年 3月14日条例第9号)の施行。
平成20年 5月13日	寄付人数が100人に達する。	平成26年 7月10日	寄付金額が3,500万円を超える。
平成21年 3月27日	寄付件数が200件に達する。	平成26年11月 4日	寄付人数が500人に達する。
平成21年 4月 1日	寄付人数が200人に達する。	平成26年12月 8日	寄付件数が600件に達する。
平成21年 6月 5日	寄付金額が500万円を超える。	平成27年11月 4日	寄付金額が4,000万円を超える。
平成22年 5月10日	寄付金額が1,000万円を超える。	平成28年 6月20日	寄付件数が700件に達する。
平成23年 4月13日	寄付金額が1,500万円を超える。	平成28年10月17日	寄付人数が600人に達する。
平成23年 4月28日	寄付件数が300件に達する。	平成29年 6月30日	寄付金額が5,000万円を超える。
平成23年12月16日	寄付人数が300人に達する。	平成29年 7月26日	寄付件数が800件に達する。
平成24年 3月21日	寄付金額が2,000万円を超える。	平成30年 7月23日	寄付人数が700人に達する。
		平成30年 9月28日	寄付件数が900件に達する。
		平成30年11月26日	寄付金額が6,000万円を超える。

## 6 政策メニューリスト

### ①北山崎等の自然環境の保全と観光振興に関する事業

---

北山崎の断崖に自生しているシロバナシャクナゲ群落は、昭和29年に岩手県の天然記念物に指定されましたが、原因不明の枯損や盗掘などにより、その数は激減しています。自然環境保全のシンボルとしてシロバナシャクナゲ園を造成するなど、自然環境の保全と意識啓発に努めます。

【事業実績】平成25・26・28年度にシロバナシャクナゲの植樹を実施

### ②農山漁村の歴史文化の保存に関する事業

---

水産庁の「未来に残したい漁業漁村の歴史文化財産百選」（平成18年2月）に選ばれた机浜漁村番屋群では、地元住民らが保存活用協議会を設立し、保存と継承活動を展開しています。この取り組みを支援するとともに、漁村文化を後世に伝え、都市住民との交流の場として活用していきます。

【事業内容】机浜漁村番屋群の保全、継承活動への支援

### ③自然エネルギーの整備に関する事業

---

田野畑村の84%は山林で、昭和時代は炭焼きが盛んでした。山林は二酸化炭素を吸収し、酸素を供給します。化石燃料は便利ですが、二酸化炭素排出による地球温暖化など、新たな問題も生じさせました。環境に優しい自然エネルギーを普及させ、地球環境の浄化に貢献します。

【事業実績】平成25～29年度に太陽光発電設備や薪ストーブの設置に対する補助事業を実施

### ④福祉および健康の推進に関する事業

---

平成19年9月現在、村の高齢化率は30.5%で、近年は高齢者夫婦世帯（全世帯比14.4%）や一人暮らし老人世帯（同9.2%）が増加傾向にあります。村では高齢者の安否確認や消費者問題の被害未然防止などに努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなってきました。高齢者が住み慣れた家で安心して暮らせる在宅福祉サービスを提供します。

【事業実績】平成27～29年度に高齢者・障害者世帯等の除雪に対する補助、平成28年度に介護施設特別浴槽の改修に対する補助事業を実施

## ㊦子どもの教育および少子化対策に関する事業

---

平成19年9月現在、村の15歳以下の人口比は12.8%となっています。村では就学前児童の医療費無料化などによる少子化対策や小中学校での教育環境整備等に努めてきましたが、地方交付税の削減等により既存事業の維持さえ難しくなっています。子育てをしやすい環境と教育環境の整備を進めます。

【事業実績】平成27年度に小・中学校に教材備品を購入、平成29年度に小学校社会科副読本を作成配布、中学校の体育館コートラインを塗裝修繕

(注) 記載している事業内容は、あくまで例示です。事業化の際は、この例示とは異なることがあります。

### ★ 寄付金の申込方法

- 「寄付申込書」で寄付金の使い道を指定し、申し込んでいただきます。
- 村から振り込みのご案内をしますのので、指定の口座にお振り込みをお願いします。
- 振込手数料は本人負担となります。

### ★ 寄付金の額

- 寄付金は、1口5,000円を原則として、何口でも受け付けます。

### ★ 問い合わせ先

- 〒028-8407 岩手県下閉伊郡田野畑村田野畑143-1  
田野畑村役場 政策推進課 田野畑むらづくり基金担当
- 電話 0194-34-2111 FAX 0194-34-2632
- e-mail seisaku@vill.tanohata.iwate.jp

【監修】寄付市場協会 (JaDoMaC) 会長 渡辺清

## 7 条例・規則

### 田野畑むらづくり基金条例

平成19年10月1日条例第15号  
改正 平成26年3月14日条例第9号

#### (目的)

第1条 この条例は、田野畑村のむらづくりに対する寄付金を広く募り、その寄付金を財源として、多様な人々の参加とその思いを具体化することにより、個性豊かで活力があり、安心して暮らせるむらづくりに資することを目的とする。

#### (事業の区分)

第2条 前条に規定する寄付金を財源として行う事業は、次の各号のとおりとする。

- (1) 北山崎等の自然環境の保全と観光振興に関する事業
- (2) 農山漁村の歴史文化の保存に関する事業
- (3) 自然エネルギーの整備に関する事業
- (4) 福祉及び健康の推進に関する事業
- (5) 子どもの教育及び少子化対策に関する事業

#### (基金の設置)

第3条 前条に規定する事業に充てるために寄付者から收受した寄付金を適正に管理運用するため、田野畑むらづくり基金（以下「基金」という。）を設置する。

#### (寄付金の指定等)

第4条 寄付者は、第2条各号に規定する事業のうちから自らの寄付を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 この条例に基づいて收受した寄付金のうち前項に規定する事業の指定がない寄付金については、むらづくりの課題に応じて、村長が当該事業の指定を行うものとする。

#### (寄付者への配慮)

第5条 村長は、基金の積み立て、管理及び処分その他基金の運用に当たっては、寄付者の意向が反映されるよう十分配慮しなければならない。

#### (基金への積み立て)

第6条 基金として積み立てる額は、第4条の規定により寄付された相当額で予算の定めるところによる。

#### (基金の管理)

第7条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

#### (基金の収益処理)

第8条 基金の運用から生ずる利益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

#### (基金の処分)

第9条 基金は、その設置の目的を達成するため、第2条各号に規定する事業に要する費用に充てる場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

## 田野畑むらづくり基金条例施行規則

平成19年10月1日規則第23号

(運用状況の公表)

第10条 村長は、この基金の運用状況を毎年度中間期と通期について、期末後1か月以内に公表しなければならない。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び運用に関し必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成26年3月14日条例第9号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、田野畑むらづくり基金条例(平成19年田野畑村条例第15号。)に基づき、基金の積み立て、管理及び運用に関し必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受け入れ等)

第2条 寄付金は、寄付申込書(様式第1号)により随時受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第3条 村長は寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳(様式第2号)を作成しなければならない。

2 村長は、基金の一部又は全部を処分しようとするときは、処分の経過を記録しておかななければならない。

(寄付金の額)

第4条 寄付金は、1口5千円とする。ただし、村長が認める場合は、この限りでない。

(雑則)

第5条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。